（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十三号様式（第百九条第一項関係） 裁　定　申　立　書 （略） 1　賃借権の目的である防災施設建築物の一部の所在 （略）	第二十三号様式（第百九条第一項関係） 裁　定　申　立　書 （略） 1　借家権の目的である防災施設建築物の一部の所在 （略）
（権利変換を希望しない旨の申出等の方法） **第三十一条**　（略） 2　法第五十六条第三項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第三の借家権の取得を希望しない旨の申出書に、自己が施行マンションについて法第四条第二項第五号に規定する借家権者（以下単に「借家権者」という。）であることを証する書類を添付して、これを施行者に提出しなければならない。 3　（略） （権利変換計画に関する図書） **第三十三条**　（略） 2　（略） 3　法第五十八条第一項第二号から第十九号までに掲げる事項は、別記様式第六の権利変換計画書を作成して定めなければならない。 （権利変換計画に定めるべき事項） **第三十四条**　法第五十八条第一項第十九号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　施行再建マンションの区分所有権を与えられることとなる者の施行マンションの共用部分の共有持分 三　施行再建マンションの区分所有権を与えられることとなる者に与えられることとなる施行再建マンションの共用部分の共有持分	（権利変換を希望しない旨の申出等の方法） **第三十一条**　（略） 2　法第五十六条第三項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第三の借家権の取得を希望しない旨の申出書に、自己が施行マンションについて借家権を有する者であることを証する書類を添付して、これを施行者に提出しなければならない。 3　（略） （権利変換計画に関する図書） **第三十三条**　（略） 2　（略） 3　法第五十八条第一項第二号から第十七号までに掲げる事項は、別記様式第六の権利変換計画書を作成して定めなければならない。 （権利変換計画に定めるべき事項） **第三十四条**　法第五十八条第一項第十七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　（略） （新設） 二　施行再建マンションの区分所有権を与えられることとなる者に与えられることとなる施行再建マンションの共用部分の共有持分